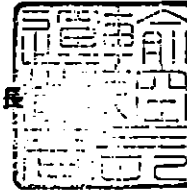


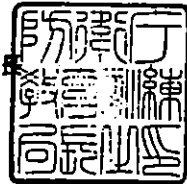
秋田救難隊のパラシュート降下訓練に関する運輸省と防衛庁との間における覚書

昭和60年8月8日

運輸省 航空局長



防衛庁 教育訓練局長



両省庁は、「秋田空港における航空自衛隊航空救難団秋田救難隊（仮称）の設置等に関する協定」の締結に際し、次のとおり了解する。

- 1 防衛庁は、秋田救難隊の秋田空港用地内におけるパラシュート降下訓練（以下「降下訓練」という。）を秋田空港の設置目的等に鑑み、当分の間の措置とし、空港用地外であって空港運用上支障とならない場所で実施することを引き続き検討するものとする。
- 2 防衛庁が秋田空港用地内において降下訓練を実施する場合は、次によるものとする。
 - (1) 防衛庁は、事前に実施場所、実施する時間帯等その使用について管理者たる秋田県当局の了解を得ること。
 - (2) 防衛庁は、降下訓練に際し、空港施設に損傷を生じないよう万全の配慮をするものとし、損傷を生じた場合は、直ちに訓練を中止し、速やかに損傷施設の復旧等について所要の措置を講ずるとともに、降下訓練の再開に当たっては所要の協議を実施すること。
 - (3) 降下訓練を実施する者は、秋田救難隊隊員に限ることとし、かつ、その訓練内容は救難活動に必要な範囲に限ること。
 - (4) 降下訓練の実施は、東京航空局秋田空港出張所の航空保安業務の提供時間外であって航空保安業務の提供に支障を及ぼさない時間帯に限ることとし、その具体的取扱いについては、関係地方部局間で別途協議して定めるものとする。